

図書館と著作権について

2019.11.27

令和元年度広島県公共図書館協会
特別研修2(著作権)

小池信彦(調布市立図書館、JLA著作権委員会)

1 著作権とは

- (1) 一般的な捉え方
- (2) 法的な捉え方
- “思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。”

1 著作権とは

知的財産権	著作権	著作者の権利	著作者人格権
			著作権（財産権）
		実演者等の権利	実演者人格権
			著作隣接権（財産権）
	産業財産権	特許権	
		実用新案権	
		意匠権	
		商標権	

2 著作権法の目的

- 著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

- 公正な利用
- 権利の保護
- 文化の発展に寄与

著作物

- 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを
いう。
- 思想又は感情
- 創作的
- 表現したもの
- 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

著作者人格権

- ア 公表権
 - 著作物を公表するか, いつするか, どのようにするか
- イ 氏名表示権
 - 著作者名をどのように表示するか しないか
- ウ 同一性保持権
 - 勝手に変えられない

著作権（財産権）

- ア 複製権
 - :複製する権利
- イ 上演権及び演奏権
 - :公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利
- ウ 上映権
 - :著作物を公に上映する権利

著作権（財産権）

- エ 公衆送信権等

- : 著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利

- オ 口述権

- : 言語の著作物を公に口述する権利

- カ 展示権

- : 美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利

著作権（財産権）

- キ 頒布権

- : 映画の著作物をその複製物により頒布する権利

- ク 譲渡権

- : 著作物（映画の著作物を除く。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の譲渡により公衆に提供する権利
- （例外あり）

著作権(財産権)

- ケ 貸与権

- : 著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利

- コ 翻訳権、翻案権等

- : 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利

保護期間

- 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
- 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

保護を受ける著作物

- 日本国民の著作物
- 最初に国内において発行された著作物
- 条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令
- 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

著作権の制限

- ア 私的使用のための複製
- オ 図書館等における複製等
 - 複製権の制限により作成された複製物の譲渡
- カ 引用
- サ 学校その他の教育機関における複製等

著作権の制限

- ス 視覚障害者等のための複製等
- セ 聴覚障害者等のための複製等
- ソ 営利を目的としない上演等

図書館サービスとの関係

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
	複写サービス等	複製権（21条）	図書館等における複製（31条）
		譲渡権（26条の2）	複製物の譲渡（47条の7）
館内閲覧	書籍		
	録音図書	口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）
	音楽資料	演奏権（22条）	
	映像資料	上映権（22条の2）	
朗読会	口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）	
貸出	映像以外	貸与権（26条の3）	営利を目的としない上演等（38条4項）
	映像資料	頒布権（26条）	営利を目的としない上演等（38条5項）
	点訳	複製権（21条）	視覚障害者等のための複製（37条1項, 2項）
	音訳	複製権（21条）	視覚障害者等のための複製（37条3項）
	美術の著作物等の展示	展示権（25条）	美術の著作物等の展示に伴う複製（47条）等